

尾三東部地区渋滞対策検討会 規約

(名 称)

第1条 本検討会は、「尾三東部地区渋滞対策検討会」（以下「検討会」）と称する。

(目 的)

第2条 検討会は、みよし市、東郷町内の面的な交通状況を踏まえた、道路、公共交通、まちづくりにおける交通課題の総合的な解決を図ることを目的とする。

(組 織)

第3条 検討会は国土交通省中部地方整備局、愛知県警察、愛知県、みよし市、東郷町により構成し、その構成員は別表1に示すとおりとする。

2. 会長は、必要に応じ構成員以外の者の出席を求めることができる。

(所掌事項)

第4条 検討会は第2条の目的を達成するため、次の事項について検討及び構成員間の情報共有を行う。

(交通課題の解決に向けた検討)

- 1). 地域の道路ネットワーク上の課題と対応方針
- 2). 公共交通およびまちづくりにおける課題と対応方針
- 3). 緊急的な渋滞対策の実施方針

(その他)

- 1). 第2条の目的を達成するために必要な事項

(検討会の招集・運営・進行)

第5条 検討会には会長・副会長を置き、会長は国土交通省中部地方整備局名四国道事務所副所長、副会長をみよし市都市建設部長、東郷町都市建設部長とする。

2. 会長は、検討会を総括し検討会を招集する。
3. 検討会の運営・進行は会長がこれにあたることとする。

(関連組織との合同開催)

第6条 検討会は、必要に応じて、関連する「日進地区渋滞対策検討会」と合同で開催できるものとする。

(事務局)

第7条 検討会の設置に関わる事務を遂行するため事務局を国土交通省中部地方整備局名四国道事務所計画課、みよし市道路河川課、東郷町都市整備課に置く。

2. 事務局は、会議の円滑な運営にあたるとともに、議事録を整理することとする。

第8条 本規約に規定されていない事項については、検討会に諮り決定することとする。

尾三東部地区渋滞対策検討会 構成員

区分	所属機関	所属部署および役職
会長	国土交通省 中部地方整備局	名四国道事務所 副所長
副会長	みよし市	都市建設部 部長
	東郷町	都市建設部 部長
構成員	国土交通省 中部地方整備局	名古屋国道事務所 計画課 課長 名四国道事務所 計画課 課長
	愛知県警察	交通部 交通規制課 課長補佐 愛知警察署 交通課 課長 豊田警察署 交通課 課長
	愛知県	建設局 道路建設課 課長補佐 尾張建設事務所 道路整備課 課長 豊田加茂建設事務所 道路整備課 課長
	みよし市	都市建設部 道路河川課 課長
	東郷町	都市建設部 都市整備課 課長